

進学支援寄附金給付委員会規程

平成 29 年 3 月 28 日制定

平成 29 年 4 月 1 日実施

社会福祉法人ふじの園

児童養護施設 一関藤の園

進学支援寄附金給付委員会規程

平成 29 年 3 月 28 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、児童養護施設一関藤の園 進学支援寄附金給付規程(以下「規程」という。)第 15 条に基づき、進学支援寄附金給付委員会(以下「委員会」という。)を置き、給付の決定と適切な給付業務を行うため、委員会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の構成)

第 2 条 委員会は、園長 1 名、出納員 1 名、基幹的職員 1 名、家庭支援専門相談員 1 名、外部委員 2 名の合計 6 名の委員で構成するものとする。

(委員長)

第 3 条 委員長は、園長を持って充てる。

(外部委員)

第 4 条 客観性を確保し、適正な対応を図るため外部委員を置く。

2 外部委員は、社会福祉に造詣が深く、社会的に信頼を受けている者を選任し、園長が委嘱する。

3 外部委員の任期は2年とし、特に改選手続きが行われない場合は再任されるものとする。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会の開催は次のとおりとする。

- (1) 毎年度 6 月に前年度の寄附金の収支報告と実施報告を行う。
- (2) 申請を受け、11 月に給付の審査及び申請者とその担当職員の面接を行う。
- (3) その他、必要と認められる場合。

(委員会の職務)

第 6 条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 申請者の書類審査及び面接。
- (2) 給付及び給付額の決定と結果の通知。
- (3) 給付金の管理・給付状況の確認。
- (4) 申請者の就学状況、生活状況の把握と指導。
- (5) 寄附者への収支報告と実施報告及び広報誌、ホームページ等への掲載等の広報活動。

(規程の改定)

第 7 条 この規程の改定は、理事会の承認を得なければならない。

附則

(実施期日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。